

令和7年度 高森町事業者の温室効果ガス見える化・実践支援業務 仕様書

1、業務名

令和7年度 事業者の温室効果ガス見える化・削減支援業務

2、業務目的

高森町（以下、「町」という。）は、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して、地球温暖化防止対策を進めている。本業務は、町内事業者を対象にして、温室効果ガスを見える化し、削減の実践を支援することで、脱炭素化を図る。

3、契約期間

委託契約締結日から令和8年3月20日（金）までとする。

4、業務場所

高森町内

5、提案上限額

3,996,740 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6、業務内容

町内事業者が使用するエネルギーの量を把握して、温室効果ガス排出量を数値化、排出削減に向けた提案をする。

- ①対象の事業者数は3社以上とする。
- ②事業者の排出量見える化・削減等の業務期間は6ヶ月間以上とする。
- ③1つの事業者に対する訪問又はWEBによる打ち合わせ回数は3回以上とする。

1）エネルギー使用状況の把握

町内事業者の事業活動に伴う電気、ガス等のエネルギーの使用状況を、町内事業者へのヒアリングや現地調査、オンラインシステム等の方法により把握する。エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量を数値化する（算定方法を可視化すること）。

2）温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

町内事業者のエネルギー使用状況を踏まえた業務の改善、機器更新や設備投資、再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガスの排出削減につながる取り組みを提案。

3）温室効果ガス排出削減の取り組みに対する支援

2）で提案する設備投資等により見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果と、投資回収に要する期間を試算して示す。町内事業者が提案を実施するにあたり、課題整理や相

談対応、活用可能な国の補助事業の紹介等をする。

4) 独自提案・その他

1) ～ 3) の他、本業務における成果の向上に資する取り組みとして提案する内容がある場合は、町と協議の上実施すること。

7、成果品

業務の内容をとりまとめた業務実施結果報告書を作成し、町に提出すること。

- 1) 委託業務報告書（A 4 版。ファイル製本：両面カラー） 1 部
- 2) 1) の電子データ 一式（DVD） 1 枚

8、納入場所

高森町役場環境水道課環境係

9、納品及び請求

受託者は、業務委託契約期間満了日までに成果品を委託者に提出するものとする。委託料の支払方法は精算払とする。

10、打合せ・協議

業務の実施にあたっては、町と十分な打合せをして、意見交換、事業内容の調整をすること。町から要請をした場合は、打ち合わせをすること。

11、その他

- 1) 仕様書に記載されていない事項は、受託者と委託者が双方協議して定めることとする。
- 2) 受託者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- 3) 業務の実施は、受託者は善良なる注意をもって行うものとする。第三者との間に紛争が生じたときや被害を及ぼした場合、直ちに町に報告するとともに、受託者の責任と費用負担により対処するものとする。
- 4) 業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- 5) 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、町内事業者の希望を考慮し、客観的かつ公平な観点から効果的な取り組みができるように情報提供をすること。
- 6) 情報提供を適切にすることができるよう、最新、有益な情報の収集等に努めること。